

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査に資する 住宅型式性能確認・同等性確認 実施要領

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会（以下、「協会」という。）では、「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査の手引き 2章 技術的審査の要領」の7.及び8.において、登録住宅型式性能認定等機関による評価方法基準に定められた基準以外のものに関する住宅型式性能確認書の活用及び登録試験機関による評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた認定基準に関する特別の評価方法のための証明書の活用の要領を示しています。

そこで、協会では、協会の会員機関である登録住宅型式性能認定等機関や登録試験機関が、住宅型式性能確認書の交付業務（住宅型式性能確認業務）や同等性確認¹の結果の証明書の交付業務（同等性確認業務）を行う場合の運用ルールやその用いられ方を次のとおりとりまとめました。

(1) 住宅型式性能確認業務・同等性確認業務	2
(2) 住宅型式性能確認書・同等性確認の結果の証明書の様式.....	2
(3) 住宅型式性能確認書・同等性確認の結果の証明書の文書番号の付番ルール	3
(4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査での住宅型式性能確認書の用いられ方	4
(5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査での同等性確認の結果の証明書の用いられ方	4
(6) 同等性確認ガイドライン.....	5

¹ 評価方法基準に定められた基準以外のものを含めた基準に関して、特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定を行うことにより、申込みのあった住宅の構造及び設備に講じる措置が認定基準に適合していることを確認すること。

(1) 住宅型式性能確認・同等性確認

1) 住宅型式性能確認

登録住宅型式性能認定等機関は、住宅又は住宅の部分の型式に講じられた措置が、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下「告示」という。）第 3 に掲げる措置の基準のうち評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）に定められた基準以外の基準を含むものに適合していることを確認すること（以下「住宅型式性能確認」という。）ができ、その結果を住宅型式性能確認書として交付することができる。

登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性能確認を行うときは、品確法第 47 条第 1 号に規定する認定員 2 名以上によって審査を行うなど、品確法第 49 条第 1 項に規定する認定等業務規程に準じて業務を行う。

2) 同等性確認

登録試験機関は、認定基準と申し込みのあった措置との同等性確認ができ、その結果を同等性確認の結果の証明書として交付することができる。

登録試験機関は、同等性確認を行うときは、品確法第 64 条に規定する試験員 2 名以上によって審査を行うなど、品確法第 61 条第 3 項において準用する第 49 条第 1 項に規定する試験業務規程に準じて業務を行う。

(2) 住宅型式性能確認書・同等性確認の結果の証明書の様式

1) 住宅型式性能確認書の様式（住宅型式性能認定を受けた型式に講じられた措置の場合）

登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性能認定（品確法第 31 条第 1 項に規定する住宅型式性能認定をいう。以下同じ。）を受けた型式に講じられた措置について住宅型式性能確認をしたときは、別記第 1 号様式（別添 1）の住宅型式性能確認書を、原則として、同図書の表の（は）欄、（に）欄又は（ほ）欄に記載すべき内容が異なる毎に交付する。（別添 1 の記載例 1 参照）

ただし、次に掲げる場合は、各々の場合毎に一の住宅型式性能確認書に取りまとめて交付することができる。その場合、同図書の表は、（は）欄、（に）欄又は（ほ）欄に記載すべき内容が異なる毎に行を区分し、行番号を付す。（別添 1 の記載例 2 及び 3 参照）

- ①住宅型式性能認定を受けた一の型式に講じられた措置が告示第 3 に掲げる複数の措置の基準に適合していることを同時に確認した場合
- ②複数の型式に講じられた措置が告示第 3 に掲げる措置の一の基準に適合していることを同時に確認した場合で、住宅型式性能確認書の表の（に）欄又は（ほ）欄に記載すべき内容が異なるとき
- ③「構造躯体等の劣化対策」の措置の区分の基準に適合している型式と「耐震性」の措置の区分の基準に適合している型式を同時に確認した場合など、適合を同時に確認した複数の型式に講じられた措置が複数の措置の区分にわたる場合で、それらを組み合わせて一の住宅に用いることができるとき

【一の住宅型式性能確認書に取りまとめて交付することができる③の場合の事例 1】

劣化対策の型式と耐震性の型式の組合せと一の住宅への使用の可否

- ア) 「劣化対策の型式 A」と「耐震性の型式 1」の組合せ：一の住宅に使用可
- イ) 「劣化対策の型式 A」と「耐震性の型式 2」の組合せ：一の住宅に使用可

↓

一の住宅型式性能確認書に取りまとめて交付することができる型式

「劣化対策の型式 A」 + 「耐震性の型式 1」 + 「耐震性の型式 2」

【一の住宅型式性能確認書に取りまとめて交付することができる③の場合の事例 2】

劣化対策の型式と耐震性の型式の組合せと一の住宅への使用の可否

- ア) 「劣化対策の型式 A」と「耐震性の型式 1」の組合せ：一の住宅に使用可
- イ) 「劣化対策の型式 A」と「耐震性の型式 2」の組合せ：一の住宅に使用不可
- ウ) 「劣化対策の型式 B」と「耐震性の型式 1」の組合せ：一の住宅に使用不可
- エ) 「劣化対策の型式 B」と「耐震性の型式 2」の組合せ：一の住宅に使用可

↓

一の住宅型式性能確認書に取りまとめて交付することができる型式

「劣化対策の型式 A」 + 「耐震性の型式 1」

又は

「劣化対策の型式 B」 + 「耐震性の型式 2」

2) 住宅型式性能確認書の様式（住宅型式性能認定を受けていない型式に講じられた措置の場合）

登録住宅型式性能認定等機関は、住宅型式性能認定を受けていない型式に講じられた措置について住宅型式性能確認をしたときは、別記第 2 号様式（別添 2）の住宅型式性能確認書を、同図書の表の（は）欄又は（に）欄に記載すべき内容が異なる毎に交付する。（別添 2 の記載例参照）

3) 同等性確認の結果の証明書の様式

登録試験機関は、同等性確認をしたときは、別記第 3 号様式（別添 3）の同等性確認の結果の証明書を交付する。

同等性確認の結果の証明書の各欄の記載例は別添 3 のとおり。

(3) 住宅型式性能確認書・同等性確認の結果の証明書の文書番号の付番ルール

1) 住宅型式性能確認書の文書番号の付番ルール

登録住宅型式性能認定等機関は、当該機関が定めた付番ルールに基づき、住宅型式性能確認書の右上に文書番号を記載する。

2) 同等性確認の結果の証明書の文書番号の付番ルール

登録試験機関は、当該機関が定めた付番ルールに基づき、同等性確認の結果の証明書の右上に文書番号を記載する。

(4) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査での住宅型式性能確認書の用いられ方

長期優良住宅建築等計画の認定申請書に添える設計内容説明書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「施行規則」という。）第 2 条第 1 項の表に掲げる設計内容説明書をいう。以下同じ。）に、申請に用いる住宅型式性能認定書の認定番号（型式住宅部分等製造者認証書を申請に用いる場合は、その認証番号）とともに、住宅型式性能確認書の文書番号（住宅型式性能確認書の表が複数行に区分され行番号が付されている場合は、当該確認書の文書番号の末尾に当該確認書の表の該当する行番号を付したもの）が記載されている場合、登録住宅性能評価機関による長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査²の際に、次のとおり取り扱われる。

- 1) 住宅型式性能認定書の写しが住宅型式性能確認書の写しとともに添えられている場合
設計内容説明書及び添付図書と、確認された型式の内容を照合し、設計内容が確認された型式に適合していると判断された場合、当該住宅が住宅型式性能確認書に記載された告示第 3 に掲げる措置の基準に適合しているとみなされる。
- 2) 型式住宅部分等製造者認証書の写しが住宅型式性能確認書の写しとともに添えられている場合
設計内容説明書、住宅型式性能確認書及び型式住宅部分等製造者認証書の認証番号が照合された場合、当該住宅が住宅型式性能確認書に記載された告示第 3 に掲げる措置の基準に適合しているとみなされる。

(5) 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査での同等性確認の結果の証明書の用いられ方

長期優良住宅建築等計画の認定申請書に添える設計内容説明書に同等性確認の結果の証明書の文書番号が記載されている場合、登録住宅性能評価機関による長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査³の際に、設計内容説明書及び添付図書と、同等性確認の結果の証明書に記載された住宅の構造及び設備に講じる措置の内容を照合し、設計内容が確認された措置に適合していると判断された場合、同等性確認の結果の証明書に記載された告示第 3 に掲げる措置の基準を満たすこととなる措置と同等以上の措置が当該住宅に講じられているものと取り扱われる。

² 所管行政庁が、施行規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、住宅型式性能確認書を長期優良住宅建築等計画の認定の申請書に添える図書として必要なものと認め、同条第 3 項の規定に基づき、同図書を当該申請書に添付する場合に、同図書の表の（ほ）欄に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは当該図書を不要と認めた場合は、当該図書を認定の申請において添付することを要しない。

³ 所管行政庁が、施行規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、同等性確認の結果の証明書を長期優良住宅建築等計画の認定の申請書に添える図書として必要なものと認めたときは、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の際にも活用できる場合がある。

(6) 同等性確認ガイドライン

登録試験機関が行う同等性確認の運用を統一するために、必要に応じ、同等性確認ガイドラインを制定することができる。

—以上—

(附則) この実施要領は、平成21年5月21日より施行する。

別記第 1 号様式

住宅型式性能確認書

第 号
年 月 日

申込者 様

登録住宅型式性能認定等機関 印

住宅型式性能認定を受けた下記の表の（い）欄の型式に講じられた措置については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等とするための措置に関する同表の（は）欄に掲げる基準に適合するものであることを確認する。

記

1. 型式の認定番号及び適合を確認した基準等

（い）	（ろ）	（は）	（に）	（ほ）
住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第 3 に掲げる措置の基準	（は）欄のうち住宅型式性能認定書等に明示のない事項	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項

2. 備考

- （1）所管行政庁が、（ほ）欄に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは当該図書を不要と認めた場合は、当該図書を認定の申請において添付することを要しない。
- （2）長期優良住宅建築等計画の認定申請書に添える設計内容説明書には、申請に用いる住宅型式性能認定書の認定番号（型式住宅部分等製造者認証書を申請に用いる場合は、その認証番号）とともに、本図書の文書番号（上表が複数行に区分され行番号が付されている場合は、本図書の文書番号の末尾に該当する行番号を付したものを）を記載す

ること。

(3) 本図書における「住宅型式性能認定」、「住宅型式性能認定書」及び「型式住宅部分等製造者認証書」並びに「告示」とは、それぞれ「住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第31条第1項に規定する住宅型式性能認定」、「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下「品確法施行規則」という。）第41条第1項に規定する住宅型式性能認定書」及び「品確法施行規則第45条第1項に規定する型式住宅部分等製造者認証書」並びに「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）」をいう。

(4) 型式の名称：

(5) 本図書に関する問合せ先：

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条から第46条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者をいう。）は、業務の円滑な実施を図るため必要な範囲内でこの様式の一部を変更することができます。
 - 3 不要な文字は、抹消してください。
 - 4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。
 - 5 住宅型式性能確認の申込者が住宅型式性能認定を受けた型式に係る型式住宅部分等の製造者としての認証（品確法第33条第1項に規定する型式住宅部分等製造者の認証をいう。以下単に「認証」という。）を受けていることを併せて確認した場合は、その認証番号を表の（い）欄に併せて記載してください。
 - 6 表の（ろ）欄には、告示第3に掲げる措置の区分を記載してください。
 - 7 表の（は）欄には、告示第3に掲げる措置の区分に応じ、適合することを確認した基準を記載してください。告示第3に掲げる措置と同等以上の措置に適合していることを確認した場合は、当該措置によって同等以上とされる告示第3に掲げる措置の基準の末尾に「と同等以上」と加筆したものを記載してください。
 - 8 表の（に）欄には、（は）欄の適合を確認した告示第3に掲げる措置の基準のうち住宅型式性能認定書（住宅型式性能確認の申込者が認証を受けていることを併せて確認した場合は、住宅型式性能認定書及び型式住宅部分等製造者認証書）に明示されていない事項を記載してください。
 - 9 表の（ほ）欄には、住宅型式性能認定書の写しを添えた場合に、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項を記載してください。住宅型式性能確認の申込者が認証を受けていることを併せて確認した場合は、型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合についても併せて記載してください。
 - 10 本図書は、原則として、表の（は）欄、（に）欄又は（ほ）欄に記載すべき内容が異なる毎に交付してください。ただし、次に掲げる場合で、各々の場合毎に一の住宅型式性能確認書に取りまとめて交付するときは、表の（は）欄、（に）欄又は（ほ）欄に記載すべき内容が異なる毎に表の行を区分し、行番号を付してください。

- ①住宅型式性能認定を受けた一の型式に講じられた措置が告示第3に掲げる複数の措置の基準に適合していることを同時に確認した場合
 - ②複数の型式に講じられた措置が告示第3に掲げる措置の一の基準に適合していることを同時に確認した場合で、住宅型式性能確認書の表の(に)欄又は(ほ)欄に記載すべき内容が異なるとき
 - ③「構造躯体等の劣化対策」の措置の区分の基準に適合している型式と「耐震性」の措置の区分の基準に適合している型式を同時に確認した場合など、適合を同時に確認した複数の型式に講じられた措置が複数の措置の区分にわたる場合で、それらを組み合わせて一の住宅に用いることができるとき
- 11 2欄の(3)には、住宅型式性能確認に用いた告示の改正年月を加筆してください。その他、型式の名称、本図書に関する問合せ先(担当部署名、電話番号)などを記載してください。

別添 1

記載例 1：表の記載例

記載例 1-1

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第 3 に掲げる措置の基準	(は) 欄のうち住宅型式性能認定書等に明示のない事項	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項
別紙の表のとおり	構造躯体等の劣化対策	1 (2) ②前段の基準と同等以上	1 (2) ②前段の基準と同等以上の措置が講じられた型式であること	◆住宅型式性能認定書の写しを添えた場合：1 (2) ②前段の基準と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書 ◆型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合：型式住宅部分等製造者認証書の 6. 1) で指定されたもの

記載例 1-2

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第 3 に掲げる措置の基準	(は) 欄のうち住宅型式性能認定書等に明示のない事項	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項
別紙の表のとおり	耐震性	2 (2) ①イの基準	木造である地上部分の各階の安全限界変位（建築基準法施行令第 82 条の 5 第五号イに規定する安全限界変位をいう。）の当該階の高さに対する割合がそれぞれ 1/40 以下である型式であること	◆住宅型式性能認定書の写しを添えた場合：住宅型式性能認定書の 5. 2) で指定されたもの ◆型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合：型式住宅部分等製造者認証書の 6. 1) で指定されたもの

記載例 1-3

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第3に掲げる措置の基準	(は)欄のうち住宅型式性能認定書等に明示のない事項	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項
別紙の表のとおり	耐震性	2(2)①口の基準と同等以上	2(2)①口の基準と同等以上の措置が講じられた型式であること	◆住宅型式性能認定書の写しを添えた場合：2(2)①口の基準と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書 ◆型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合：型式住宅部分等製造者認証書の6.1)で指定されたもの

記載例 1-4

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第3に掲げる措置の基準	(は)欄のうち住宅型式性能認定書等に明示のない事項	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項
別紙の表のとおり	耐震性	2(2)②の基準	評価方法基準第5の1の1-1(3)口の等級2又は等級3の基準に適合する型式であること	◆住宅型式性能認定書の写しを添えた場合：住宅型式性能認定書の5.2)で指定されたもの ◆型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合：型式住宅部分等製造者認証書の6.1)で指定されたもの

記載例 1-5

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第3に掲げる措置の基準	(は)欄のうち住宅型式性能認定書等に明示のない事項	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項
別紙の表のとおり	耐震性	2(2)②の基準	評価方法基準第5の1の1-1(3)	◆住宅型式性能認定書の写しを添えた場合：住宅型式性能認定

別添1

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第3に掲げる措置の基準	(は) 欄のうち住宅型式性能認定書等に明示のない事項	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項
		の一部	ロ（基礎又は地下階に係る規定を除く。）の等級2又は等級3の基準に適合する型式であること	書の4. 3)で指定されたもの

記載例2：表の記載例

(別記第1号様式の備考10のただし書きの場合)

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第3に掲げる措置の基準	(は)欄のうち住宅型式性能認定書等に明示のない事項	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項
(1)	別紙の表の(1)欄のとおり	構造躯体等の劣化対策	1(2)②前段の基準と同等以上	1(2)②前段の基準と同等以上の措置が講じられた型式であること	◆住宅型式性能認定書の写しを添えた場合：1(2)②前段の基準と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書 ◆型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合：型式住宅部分等製造者認証書の6.1)で指定されたもの
(2)	別紙の表の(2)欄のとおり	耐震性	2(2)②の基準	評価方法基準第5の1の1-1(3)口の等級2又は等級3の基準に適合する型式であること	◆住宅型式性能認定書の写しを添えた場合：住宅型式性能認定書の5.2)で指定されたもの ◆型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合：型式住宅部分等製造者認証書の6.1)で指定されたもの
(3)	別紙の表の(3)欄のとおり	耐震性	2(2)②の基準の一部	評価方法基準第5の1の1-1(3)口(基礎又は地下階に係る規定を除く。)の等級2又は等級3の基準に適合する型式であること	◆住宅型式性能認定書の写しを添えた場合：住宅型式性能認定書の4.3)で指定されたもの

別添 1

記載例 3：表の（い）欄を別紙に記載する場合の別紙の記載例
 （別記第 1 号様式の備考 10 のただし書きの場合）

住宅型式性能確認書別紙

第 号
 年 月 日

1. 確認を受けた者の氏名又は名称及び型式の名称：

確認を受けた者の氏名又は名称	
型式の名称	

2. 住宅型式性能認定を受けた型式の認定番号等：

	(い)	(ろ)	(は)
	住宅型式性能認定書の認定番号	型式住宅部分等製造者認定書の認証番号	長期使用構造等とするための措置の区分
(1)	T1403**A***** ...	P****1403**A***** ...	構造躯体等の劣化対策
(2)	T010***A***** ...	P****010***A***** ...	耐震性
(3)	T010***B***** ...	— ...	耐震性

別記第 2 号様式

住宅型式性能確認書

第 号
年 月 日

申込者 様

登録住宅型式性能認定等機関 印

下記の表の (い) 欄の型式に講じられた措置については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等とするための措置に関する同表の (は) 欄に掲げる基準に適合するものであることを確認する。

記

1. 型式の内容及び適合を確認した基準等

(い)	(ろ)	(は)	(に)
型式の内容	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第 3 に掲げる措置の基準	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項

2. 備考

- (1) 所管行政庁が、(に) 欄に掲げる事項を明示することを要しないものとするにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは当該図書を不要と認めた場合は、当該図書を認定の申請において添付することを要しない。
- (2) 長期優良住宅建築等計画の認定申請書に添える設計内容説明書には、本図書の文書番号を記載すること。
- (3) 本図書における「告示」とは「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）」をいう。
- (4) 型式の名称：

(5) 本図書に関する問合せ先：

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 登録住宅型式性能認定等機関（品確法第44条から第46条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者をいう。）は、業務の円滑な実施を図るため必要な範囲内でこの様式の一部を変更することができます。
 - 3 不要な文字は、抹消してください。
 - 4 各欄に記載すべき事項は、別紙によることができます。
 - 5 表の（い）欄には、型式の具体的な内容を記載してください。
 - 6 表の（ろ）欄には、告示第3に掲げる措置の区分を記載してください。
 - 7 表の（は）欄には、告示第3に掲げる措置の区分に応じ、適合することを確認した基準を記載してください。告示第3に掲げる措置と同等以上の措置に適合していることを確認した場合は、当該措置によって同等以上とされる告示第3に掲げる措置の基準の末尾に「と同等以上」と加筆したものを記載してください。
 - 8 表の（に）欄には、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項を記載してください。
 - 9 本図書は、表の（は）欄又は（に）欄に記載すべき内容が異なる毎に交付してください。
 - 10 2欄の（3）には、住宅型式性能確認に用いた告示の改正年月を加筆してください。その他、型式の名称、本図書に関する問合せ先（担当部署名、電話番号）などを記載してください。

別添2

記載例

(い)	(ろ)	(は)	(に)
型式の内容	長期使用構造等とするための措置の区分	適合を確認した告示第3に掲げる措置の基準	所管行政庁が認める場合に長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項
別紙のとおり	構造躯体等の劣化対策	1(2)①の基準	なし

別添 3

別記第 3 号様式

同等性確認の結果の証明書

第 年 月 日 号

申込者 様

登録試験機関 印

先に申込のあった住宅の構造及び設備に講じる措置に関する同等性確認の結果については、下記のとおりであることを証明する。

記

1. 住宅の構造及び設備に講じる措置の名称
2. 申込者の氏名又は名称及び住所
3. 当該措置が用いられる告示第 3 に掲げる措置の区分
4. 当該措置によって同等以上とされる告示第 3 に掲げる基準の部分
5. 当該措置の内容
6. 同等性確認の内容
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 64 条に規定する試験員の氏名
 - (2) 同等性確認の結果
7. 備考
 - (1) 本図書における「告示」とは「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）」をいう。

(2) 本図書に関する問合せ先：

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
 - 2 登録試験機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第61条から第63条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者をいう。）は、業務の円滑な実施を図るため必要な範囲内でこの様式の一部を変更することができます。
 - 3 不要な文字は、抹消してください。
 - 4 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。
 - 5 1欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則別記第63号様式（以下「試験の結果の証明書様式」という。）の1欄に記載する事項に相当するものを記載してください。
 - 6 3欄には、「1. 構造躯体等の劣化対策」、「2. 耐震性」、「3. 可変性」、「4. 維持管理・更新の容易性」、「5. 高齢者等対策」、「6. 省エネルギー対策」のいずれかを記載してください。
 - 7 4、5及び6欄には、それぞれ、試験の結果の証明書様式の4、6及び7欄に記載する事項に相当するものを記載してください。
 - 8 7欄には、同等性確認に用いた告示の改正年月を加筆してください。その他、本図書に関する問合せ先（担当部署名、電話番号など）などを記載してください。

各欄の記載例

1. 住宅の構造及び設備に講じる措置の名称
「〇〇〇〇」の柱、はり又は筋かいに使用する鋼材の特別な防錆措置
2. 申込者の氏名又は名称及び住所
〇〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
3. 当該措置が用いられる告示第3に掲げる措置の区分
 1. 構造躯体等の劣化対策
4. 当該措置によって同等以上とされる告示第3に掲げる基準の部分
告示第3の1(2)②前段
5. 当該措置の内容
別紙(文書名及び文書番号)の〇のとおり。
6. 同等性確認の内容
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第64条に規定する試験員の氏名
〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇
 - (2) 同等性確認の結果
別紙(文書名及び文書番号)の△のとおり。
7. 備考
 - (1) 本図書における「告示」とは「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号:平成〇年〇月改正)」をいう。
 - (2) 本図書に関する問合せ先: 〇〇部〇〇課(電話 XX-XXXX-XXXX)